



# 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」 あなたは大切な人です。一人で悩まずに相談を

問い合わせ 市民協働推進課 ☎0942-85-3508

記事ID 0002173

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に配偶者などからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラメントなど、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

## 一人で悩んでいませんか…?

新型コロナウイルス感染症拡大により外出自粛や休業などが行われたことで、生活不安やストレスなどから、配偶者や親密な関係にあるパートナーなどからの暴力(DV)の増加・深刻化が懸念されています。家族で過ごす時間が増えたことで、配偶者やパートナーなどに関する心配や悩みが多くなっていませんか?

夫婦や家庭内の心配ごと、子育てに関すること、結婚や離婚のこと、夫や交際相手からの暴力の悩み(DV・デートDV)など女性の皆さんのさまざまな悩みを、女性の相談員と一緒に考えます。一人で悩まずに、まずはお電話ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
鳥栖市女性総合相談	0942-85-3659	月・水～金曜日 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く
配偶者暴力相談支援センター	0952-26-0018	火～土曜日 9時～21時 日曜日・祝日 9時～16時30分 ※年末年始を除く
	0952-26-1212	月～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く
性暴力救援センター・さが (さがmirai)	0952-26-1750	月～金曜日 9時～17時 ※救急受診は24時間対応
女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日 8時30分～17時15分 ※11月15日(水)～21日(火)は8時30分～19時 ※11月18日(土)・19日(日)は10時～17時

●内閣府男女共同参画局では、相談体制を拡充しています。『DV相談+』では、電話やメール、チャットによる相談を受け付けています。外国語(10カ国語)による相談にも対応しています



DV相談+

## パープルリボン・プロジェクト

パープルリボン・プロジェクトは、DVなど、夫婦、親子、恋人間の暴力や虐待の根絶への関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようという願いから、アメリカで始まった国際的な草の根運動です。パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージが込められています。



## 女性に対する暴力をなくす運動に関する展示

女性に対する暴力をなくす運動関連の展示や、市の取り組み、関連図書の紹介などを行います。

### ●とき・ところ

市役所1階エントランスホール=11月20日(月)～24日(金)、8時30分～17時15分

市立図書館=11月3日(祝・金)～30日(木)、10時～19時(土・日曜日、祝日は18時まで)

